

様式第 1 5 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

鳥取市保健所長 様

管理者住所
氏名

診療用エックス線装置設置届

下記のとおり、診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則第 2 4 条の 2 の規定により届け出します。

記

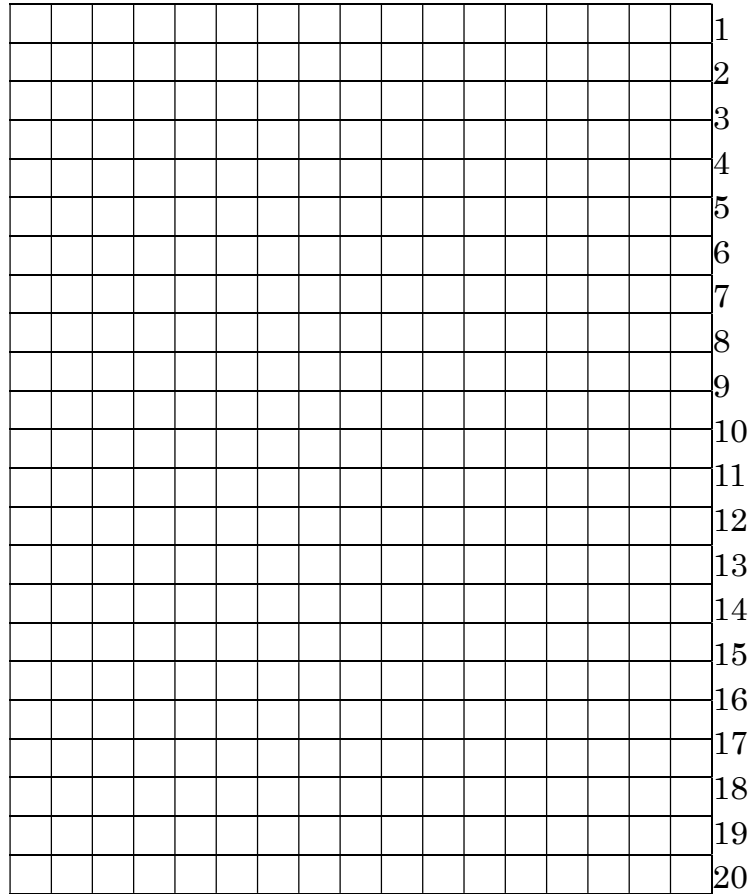
1 診療所の名称		所在地		
2 装置の製作名		型式		用途
エックス線管回路最大電圧		KVP		
3 エックス線 高電圧装置の 定格出力	変圧器式	連 続 短時間	KVP KVP	mA mA
	蓄放式	等 価 容 量 最高充電電圧	uF KV	
4 (1) エ 危 細 ッ 害 ク 防 止	エックス線管のしやへい		適 ・ 否	
	照射箇の鉛当量		有 ・ 無	
	被照射体周囲の散乱線防護			
	透	透視台の型式		

線 措 装 置 の 詳	視 装 置	X 線管回路自動開放装置	mA で自動開放		
		焦点皮ふ間離隔装置	有 ・ 無		
		蛍光板有効面積の制限	適 ・ 否		
		利用線錐の可動しぼり	有 ・ 無		
		蛍光板鉛ガラス	mm Pb		
		蛍光板周囲の散乱線防護			
4 (1) の 続 き	間 接 撮 影 装 置	型式	移動式 固定式		
		利用線錐の型式	角錐型 円錐型		
		蛍光箱の防護			
		その他の防護施設			
	治 療 装 置	型式			
		濾過板	質 質	厚さ 厚さ	mm mm
		濾過板引抜時の X 線管 回路開放装置	有 ・ 無 電動式 ・ 手動式		
		被照射体通過後の防護物			
	その他の X 線装置の危害防止 施設				

4 (2) エ の 詳細 ッ 危 ク 害 ス 防 線 止 診 措 療 置 室 の	防護施設省略の部分		
	利用線錐の方向の防護物（壁）		
	利用線錐の方向以外の天井床周囲の防護物（壁）		
	操作室は別室か別室でなければ適切な防護物		
	その他のエックス線診療室の危害防止施設		
5 エ ッ ク ス 線 診 療 に 従 事 す る 職 員 の 氏 名 経 歴			

エックス線診療室図 縮尺 1/

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17



略号規約

0 S P
通視台

蛍光板

鉛ガラス
mm Pb

防護椅子
mm Pb

防護衝立
mm Pb

防護鉛板
mm Pb

板張り

塗料と板張り
mm Pb

モルタル
mm Pb

鉄板
mm Pb

コンクリ
mm Pb

S T
制電椅子

X線管

しゃへい式
X線管

防護
照射筒

- 注 1 エックス線診療室図とは隣接室名、若しくは上下階の室名を明記した平面図及び側面図とする。
- 2 診療室図には照射方向、X線管と天井、床、周囲の壁との距離(m)その他防護物等を明記すること。
- 3 画壁の鉛当量は合成値で表わすものとする。